3　報告、検査等

国土交通大臣又は都道府県知事は、建築士の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、建築士に対しその業務に関し必要な報告を求め、又はその職員に、建築士事務所その他業務に関係のある場所に立ち入り、図書その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができることとした。（第一〇条の二第一項及び第二項関係）

4　建築設備士の意見の聴取

建築士は、延べ面積が二、〇〇〇平方メートルを超える建築物の建築設備に係る設計又は工事監理を行う場合においては、建築設備士の意見を聴くよう努めなければならないこととした。（第一八条第四項関係）

5　建築士免許証等の提示

建築士は、設計等の委託者から請求があったときは、建築士免許証等を提示しなければならないこととした。（第一九条の二関係）

6　設計受託契約等の原則

設計又は工事監理の委託を受けることを内容とする契約（以下それぞれ「設計受託契約」又は「工事監理受託契約」という。）の当事者は、各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行しなければならないこととした。（第二二条の三の二関係）

7　延べ面積が三〇〇平方メートルを超える建築物に係る契約の内容

延べ面積が三〇〇平方メートルを超える建築物の新築等に係る設計受託契約又は工事監理受託契約の当事者は、6の趣旨に従って、契約の締結に際して一定の事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならないこととした。（第二二条の三の三第一項及び第三項関係）

8　適正な委託代金

設計受託契約又は工事監理受託契約を締結しようとする者は、国土交通大臣が中央建築士審査会の同意を得て定める報酬の基準に準拠した委託代金で契約を締結するよう努めなければならないこととした。（第二二条の三の四関係）

9　建築士事務所の登録の申請

建築士事務所の登録事項に、建築士事務所に属する建築士の氏名及びその者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別を追加することとした。（第二三条の二関係）

10　建築士事務所の登録の拒否

都道府県知事が建築士事務所の登録を拒否しなければならない事由として、登録申請者が暴力団員に該当する場合等を追加することとした。（第二三条の四第一項関係）

11　建築士事務所の登録の変更の届出

建築士事務所の開設者は、建築士事務所に属する建築士の氏名等について変更があったときは、三月以内に、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならないこととした。（第二三条の五第二項関係）

12　建築士事務所の管理

(一)　管理建築士が、その建築士事務所の業務に係る次に掲げる技術的事項を総括することとした。（第二四条第三項関係）

(1)　受託可能な業務の量及び難易並びに業務の内容に応じて必要となる期間の設定

(2)　受託しようとする業務を担当させる建築士その他の技術者の選定及び配置

(3)　他の建築士事務所との提携及び提携先に行わせる業務の範囲の案の作成

(4)　建築士事務所に属する建築士その他の技術者の監督及びその業務遂行の適正の確保

(二)　建築士事務所の開設者は、(一)の技術的事項に関する管理建築士の意見を尊重しなければならないこととした。（第二四条第五項関係）

13　再委託の制限

建築士事務所の開設者は、委託者の許諾を得た場合においても、委託を受けた設計又は工事監理（いずれも延べ面積が三〇〇平方メートルを超える建築物の新築工事に係るものに限る。）の業務を、それぞれ一括して他の建築士事務所の開設者に委託してはならないこととした。（第二四条の三第二項関係）

14　保険契約の締結等

建築士事務所の開設者は、設計等の業務に関し生じた損害を賠償するために必要な金額を担保するための保険契約の締結その他の措置を講ずるよう努めなければならないこととした。（第二四条の九関係）

15　施行期日等

(一)　建築士事務所の開設者は、施行日から起算して一年以内に、建築士事務所に属する建築士の氏名及びその者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別を、当該都道府県知事に届け出なければならないこととした。（附則第三条関係）

(二)　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇学校図書館法の一部を改正する法律（法律第九三号）（文部科学省）

1　学校司書

(一)　学校には、司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員（以下「学校司書」という。）を置くよう努めなければならないこととした。（第六条第一項関係）

(二)　国及び地方公共団体は、学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととした。（第六条第二項関係）

2　施行期日等

(一)　国は、学校司書の職務の内容が専門的知識及び技能を必要とするものであることに鑑み、この法律の施行後速やかに、施行の状況等を勘案し、学校司書としての資格の在り方、その養成の在り方等について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとした。（附則第二項関係）

(二)　この法律は、平成二七年四月一日から施行することとした。

◇小規模企業振興基本法（法律第九四号）（経済産業省）

1　総則

(一)　目的

この法律は、中小企業基本法の基本理念にのっとり、小規模企業の振興について、その基本原則、基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、国及び地方公共団体の責務等を明らかにすることにより、小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の向上を図ることを目的とすることとした。（第一条関係）

(二)　定義

この法律において「小規模企業者」とは、中小企業基本法第二条第五項に規定する小規模企業者をいうこととし、「小企業者」とは、おおむね常時使用する従業員の数が五人以下の事業者をいうこととした。（第二条関係）

(三)　基本原則

(1)　小規模企業の振興は、人口構造の変化、国際化及び情報化の進展等の経済社会情勢の変化に伴い、国内の需要が多様化し、若しくは減少し、雇用や就業の形態が多様化し、又は地域の産業構造が変化する中で、顧客との信頼関係に基づく国内外の需要の開拓、創業等を通じた個人の能力の発揮又は自立的で個性豊かな地域社会の形成において小規模企業の活力が最大限に発揮されることの必要性が増大していることに鑑み、個人事業者をはじめ自己の知識及び技能を活用して多様な事業を創出する小企業者が多数を占める我が国の小規模企業について、多様な主体との連携及び協働を推進することによりその事業の持続的な発展が図られることを旨として、行われなければならないこととした。（第三条関係）

(2)　小規模企業の振興に当たっては、小企業者がその経営資源を有効に活用し、その活力の向上が図られ、その円滑かつ着実な事業の運営が確保されるよう考慮されなければならないこととした。（第四条関係）

(四)　国の責務

国は、基本原則にのっとり、小規模企業の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有するとともに、小規模企業に関する情報の提供等を通じて、基本原則に関する国民の理解を深めるよう努めなければならないこととし、国の関係行政機関は、小規模企業の振興及びこれに関連する施策の円滑かつ確実な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならないこととした。（第五条関係）